

教育委員会会議 定例会

令和 6 年 3 月 1 4 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 40 号 小中学校長の人事異動について

第 41 号 県立学校長の人事異動について

第 42 号 令和6年度 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置
について

第 43 号 職員の処分について

第 44 号 「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」の策定について

2 報 告 事 項

（ 12 ） 小中学校教頭の人事異動について

（ 13 ） 県立学校教頭の人事異動について

（ 14 ） 指導が不適切な教員について

3 その他報告

（ 13 ） 令和5年度第3回いじめ実態調査報告について

議案第 40 号

小中学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 41 号

県立学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 42 号

令和6年度 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について

提案理由

都留高校、韮崎高校、甲府第一高校、甲府南高校、日川高校、農林高校の6校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に当たり、山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、設置を決定し、通知する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	令和6年度 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について
主旨	山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、都留高校、韮崎高校、甲府第一高校、甲府南高校、日川高校、農林高校の6校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を決定する。
概要	<p><協議会の設置に向けた各校の動き></p> <p>○学校の特色や教育目標などを踏まえ、地域との連携を強化することでさらに教育活動を充実させるため、各校が学校運営協議会を設置することを要望している。</p> <p>○令和6年度の学校運営協議会設置に向けて以下の準備を進めてきた。（内容は異なるが動きは各校同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校運営協議会の運営等に関する要綱」の作成 ・委員の人選 <p>各校では（1）地域の住民（2）生徒の保護者（3）学校の運営に資する活動を行う者（4）校長（5）教職員（6）学識経験者（7）関係行政機関の職員（8）地域の産業界等の代表者（9）その他教育委員会が適当と認める者のうちから学校運営協議会委員を構成</p> <p>○令和6年2月、県教育委員会に学校運営協議会設置申請書（第1号様式）を提出。</p>
今後の予定	<p>令和6年3月 各校の学校運営協議会の設置</p> <p>令和6年4月～5月 令和6年度 第1回学校運営協議会開催（各校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会設置通知書交付 ・委員委嘱及び任命
参考	<p>○学校運営協議会では、学校運営に関する基本的な方針の承認、学校運営等に関する意見の申し出、学校運営等に関する評価を行う。</p> <p>【法令・規則等】</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）</p> <p>第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。 以下略</p> <p>○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抄）</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。 以下略</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校の意見を聞くものとする。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>○山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱（抄）</p> <p>第2条 山梨県教育委員会は、協議会規則第3条第2項に規定する意見を聞くときは、同項に規定する対象学校から学校運営協議会設置申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。 以下略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、対象学校を決定し、当該対象学校に対し設置通知書（第2号）を交付する。</p>

山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

- 第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
- 一 教育目標及び学校経営計画に関すること
 - 二 教育課程の編成に関すること
 - 三 その他対象学校の校長が必要と認めること
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。ただし、承認が得られない特別な事情がある場合は、対象学校の校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

（学校運営等に関する意見の申し出）

- 第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、校長を経由し、教育委員会に対して意見を述べることができる。
 - 3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。
 - 4 教育委員会又は対象学校の校長は、第1項及び第2項の意見について配慮するものとする。

（学校運営等に関する評価）

- 第6条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

- 第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）の保護者等の理解を深めること
 - 二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

コミュニティ・スクールの設置について

〈経緯〉国の動き

- 教育再生実行会議 第6次提言（平成27年3月4日）
- 中央教育審議会答申（平成27年12月21日）



＜一部改正＞地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月施行）

- ◆ 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- ◆ 学校運営への必要な支援についても協議すること
- ◆ 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加 など

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

■ コミュニティ・スクールにするねらいは何ですか？

学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子供たちの成長を支えていく学校づくりを進めていくことが、一番のねらいです。

コミュニティ・スクールのイメージ



コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

県としての対応

- R8年度までに100%（38校）の設置を目指す

	設置準備	CSスタート
R1	身延	
R2	白根, 吉田	身延
R3	ろう学校	白根, 吉田
R4		ろう学校
R5	都留	笛吹
R6		都留, 韮崎, 甲府一, 甲府南, 日川, 農林

- 県教育委員会規則の改定（R1年度）

- ・ 学校管理規則
- ・ 学校運営協議会の設置等に関する規則

- 学校運営委員会の設置状況

- ・ 身延高校（R2年度～）
- ・ 白根, 吉田高校（R3年度～）
- ・ ろう学校（R4年度～）
- ・ 笛吹高校（R5年度～）
- ・ 都留, 韮崎, 甲府第一, 甲府南, 日川, 農林高校（R6年度～）

議案第 43 号

職員の処分について

[別途資料配付]

議案第 44 号

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」の策定について

提案理由

現行の「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」が本年度をもって計画期間を終了するため、その後継となる計画を新たに策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」の策定について

【概要】

子どもの読書活動の総合的な推進を図るため、平成29年3月に策定（令和4年3月に改定）した「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の計画期間が、令和6年3月に満了することから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」を策定する。

【計画の概要】

別添「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）の概要」のとおり

【策定経過】

令和4年12月～令和5年10月 山梨県子ども読書活動推進事業庁内検討会議開催（4回）

令和5年2月～10月 山梨県子ども読書活動推進会議開催（4回）

令和6年1月27日～2月9日（14日間）
パブリックコメントを実施、意見の提出は無し。

令和6年3月29日 策定（予定）

【今後の予定】

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」を策定し、県民に公表する。

計画は県のホームページで公開するほか、令和6年4月～5月に開催される小中学校校長会、及び高等学校・特別支援学校校長連絡会議等の機会を通じて説明するとともに、県内全図書館に資料を配付することで、第4次計画の周知を図る。

山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）の概要

令和6年3月策定

第4次計画の策定にあたって

計画の趣旨

本県の子ども読書活動の一層の充実を図るために、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（H29.3 策定）による取組や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等で明らかになった成果と課題を踏まえ、今後の県の基本的な施策を示すとともに、市町村や民間団体等の活動の指針とする。

計画の位置付け

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づく計画
- 「山梨県教育振興基本計画」の個別実施計画

計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

県第3次計画の数値目標の成果

- ◎図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）〔H27⇒R5〕
 - 小学校 22.9% ⇒ 38.5%〔目標 14%〕〔全国 30.7%⇒40.9%〕
 - 中学校 41.6% ⇒ 46.8%〔目標 25%〕〔全国 57.0%⇒59.8%〕
- ◎不読率（平日、学校の授業以外で読書をしない人の割合）〔H27⇒R5〕
 - 小学校 17.5% ⇒ 21.1%〔目標 11%〕〔全国 19.9%⇒24.5%〕
 - 中学校 29.2% ⇒ 28.2%〔目標 18%〕〔全国 35.0%⇒36.8%〕
- ◎県立高校における図書館の授業利用時間（全高校の平均値）〔H27⇒R4〕
 - 118h ⇒ 80h〔目標 120h〕
- ◎市町村ブックスタート実施率〔H27⇒R4〕
 - 74.1% ⇒ 92.6%〔目標 89%〕 達成
- ◎小中学校におけるボランティア活用率〔H27⇒R2〕
 - 55.6% ⇒ 55.9%〔目標 62%〕
- ◎市町村の推進計画策定率〔H27⇒R4〕
 - 44.4% ⇒ 74.1%〔目標 66%〕 達成

読書活動の現状

- ・コロナ禍の影響による閉館や利用の制限等により、図書室・図書館の利用が減少(本に触れあう機会の減少)
- ・学校段階が進むにつれて、読書離れが進む傾向
- ・スマートフォンやタブレット等、デジタル機器の利用時間が増加 (H29⇒R5 小中学生：約2倍 高校生：約1.5倍)
- ・学校の1人1台端末の導入による学習形態の変化に伴い、学校図書館の利用が減少
- ・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒や、日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の増加
- ・コロナ禍の影響により、外部の方を招いた読み聞かせ会等が減少

課題

- ・学校入学時の学校図書館に関するオリエンテーション等の充実
- ・**子どもの意見を取り入れた図書館運営**
- ・いつでも子どもが本に接することができる環境づくり
- ・デジタル社会に沿った、電子書籍等紙媒体以外の本の充実と活用促進
- ・学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー教育の充実
- ・**全ての子どもの可能性を引き出すための読書環境整備と本にアクセスできる機会の環境づくり**
- ・司書教諭、学校司書の連携・協力、専門的な研修の機会の確保
- ・保護者や地域ボランティアへの研修・講座の充実

基本理念

全ての子どもたちに豊かな読書体験を ～豊かで幸せな人生（ウェルビーイング※）につなげるために～

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

基本方針・具体的な施策

※「共通」は、「家庭」「地域」「図書館」「学校等」での取組

1. 子どもの読書活動を推進するための社会全体での取組

共通	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 家庭、地域、図書館、学校等との連携 推薦図書リストの作成、配布、活用の推進 読み聞かせ会等、読書の楽しさを知るイベント等の充実
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見を取り入れた図書館運営 調査・研究、開発機能の強化 学校等への支援 連携・協力体制の整備
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見を取り入れた学校図書館運営 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進 体験活動、探究的活動と連動した取組の推進 情報リテラシー教育の推進 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した読書活動の推進 学校図書館を活用した学校全体での取組の推進

2. 子どもの読書活動を推進する人材の育成

共通	<ul style="list-style-type: none"> 図書館職員、教職員、子育て支援に関わる職員への研修実施による専門性の向上 保護者、読書ボランティア等への講座の開催等による読書活動の支援 人材育成のための情報の提供
----	--

3. 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実

共通	<ul style="list-style-type: none"> 読書環境の充実 子どもが本に接することのできる環境の整備 特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備 日本語能力に応じた支援を必要とする子どもへの読書活動の推進
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍を含む、図書館資料の充実と利用促進 相談体制の整備・充実
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学校図書館に向けた環境の整備・充実 学校種間の移行段階における取組の推進 学校図書館DX化の推進

4. 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発

共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種読書イベント等の情報収集と提供 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」等における普及・啓発 インターネット、SNSを活用した普及・啓発 子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組 調査の実施、県民の読書活動の推進
----	--

推進体制の整備

子ども読書支援センター：子どもの読書活動に携わる人及び子どもの読書活動を行う機関・団体に対する支援を実施

- 子ども読書支援センター（県立図書館内）の積極的な活用
- 諸機関の連携・協力の強化
- 市町村における推進体制の整備と支援
- 計画を着実かつ効果的に推進するための進行管理
- 理念の実現に向けた数値目標の設定（R10までに達成を目指す）

項目		実績（R5）	目標値（R10）
①図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）	小学校	38.5%	19%
	中学校	46.8%	30%
②不読率（平日、学校の授業以外で読書をしない人の割合）	小学校	21.1%	12%
	中学校	28.2%	22%
③公立高校の学校図書館での貸出冊数（一人あたりの年間平均貸出冊数）		5冊 ※1	12冊
④市町村ブックスタート実施率		92.6% ※1	100%
⑤ボランティア活用率	小学校	78.8% ※2	100%
	中学校	8.8% ※2	17%
⑥市町村の推進計画策定率		74.1% ※1	100%

※1の数値は令和4年度 ※2の数値は令和2年度

典拠資料

- ①、②は「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）
- ③は「学校図書館白書」（山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会）
- ④は「山梨県の図書館—山梨県図書館白書—」及び県調査（山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会）
- ⑤は「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）
- ⑥は「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」（文部科学省）

報告事項 1 2

小中学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 13

県立学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 14

指導が不適切な教員について

[別途資料配付]

その他報告 13

令和5年度第3回いじめ実態調査報告等について

[別途資料配付]